

令和7年度保健健委第57号 静岡市デジタルデバイスを活用した  
保健指導サービス導入業務 仕様書

1 業務名

令和7年度 保健健委第57号 静岡市デジタルデバイスを活用した保健指導サービス  
導入業務（以下「本業務」という。）

2 本業務の目的

糖尿病発症リスクがあり、生活習慣を改善してみようと思うが行動変容に一步を踏み  
出せない人に対し、デジタルデバイスを活用し、利用者の手間を最小限に抑えながら、継  
続的なモニタリングとフィードバックを通じ、データに基づく保健指導を効果的に実施  
する。加えて、生活を共にする家族も一緒に継続してデータをとることができることで、  
家族全体の生活習慣の見直しを促進し、糖尿病の発症を予防することを目的とする。

3 目標

利用者の体重減少（見込達成水準：平均2kg以上）

4 期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

5 履行場所

静岡市内

6 業務対象者

本市の国民健康保険被保険者のうち、以下の全てに該当する者のうち希望者70人

- ①BMI 24以上の40才～61才※年齢はサービス提供年度末年齢
- ②特定健診受診者（R6年度健診受診者またはR7年度健診受診予定者）
- ③高血圧症、脂質異常症、糖尿病の3疾患の服薬治療をしていない者

7 業務内容

(1) 利用者募集

- ①市が実施する対象者の募集への協力

(2) サービス提供

- ①一家に1台で同居者も利用することのできるデジタルデバイス（ウェアラブルデバ  
イス、スマートフォンアプリ、IoT機器等）を活用した健康関連情報のモニタリング

- ②モニタリングに必要なデジタルデバイスの利用者への提供（貸与を含む。）及び利用方法等の説明・フォロー
  - ③サービス提供期間は、利用開始日を定め、3か月程度とする。
  - ④モニタリングした情報の利用者へのフィードバック（見える化）
  - ⑤利用者ごとのデータを基にした個別最適化された保健指導
  - ⑥利用者が手間を感じにくい形でのデータ収集・生活改善など（ゲーミフィケーション、インセンティブ等）
  - ⑦利用期間終了後も生活改善、減少した体重を維持できるような利用者への働きかけ
  - ⑧モニタリングした情報の安全な管理
- (3) サービス提供終了後の結果まとめとデータ提供
- ①事業期間終了後、実施結果のまとめ（ppt形式等）を作成し、市に報告
  - ②事業の成果を測定し、改善点や今後の施策提案を含めた総括レポート（ppt形式等）を提出
  - ③利用者データ（xlsx形式等）を適切に集約し、市へ提供  
※提供方法は、事前に市と協議すること
  - ④サービス提供終了時に利用者から継続利用を希望するものがいた場合の希望者への対応
  - ⑤（3）①～③について、令和8年2月28日までに市へ提供すること。
- (4) その他
- ①上記業務を効果的かつ円滑に実施するために必要となる業務

## 8 留意事項

- (1) 受託者は業務の一部を再委託することができるが、その場合は、再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で報告し、委託者の了解を得なければならない。
- (2) 委託者は、業務実施過程において本仕様書記載の内容の変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様変更に応じること。
- (3) 受託者は、本業務の実施過程で知り得た情報及び秘密について、第三者に漏洩してはならず、自己の利益に決して利用しないこと。
- (4) 業務実施に際して重大な瑕疵があった場合は、原因者において、回収、修正、再印刷等必要な措置を講じること。このため、受託者は責任の所在を明らかにするため、データの入手先や校正の記録、担当者等を記録しておくこと。

## 9 その他の事項

- (1) 個人情報の保護及びプライバシーの保護

本業務を実施するに当たり、個人情報適切に管理し、個人情報の保護及びプライバシーの保護に努めること。

(2) 人員体制、組織体制等

この仕様書に基づく事業の実施に当たり、適正な履行が実施できるよう事業責任者、スタッフなどの人員体制、組織体制等を整えること。

(3) 業務の履行

①受託者は、委託者と適宜、連絡調整を行いながら円滑に業務を実施すること。

②受託者は、疑義や事故等が発生した場合は、速やかに委託者に報告・協議して適切な対応をとること。

(4) 業務の報告

受託者は、業務完了後、速やかに業務完了報告書を委託者に提出すること。

(5) その他

本仕様書に定めのない事項は、市と受託者の協議により定めるものとする。

10 暴力団等の排除について

(1) 入札参加除外者を再委託先等とするの禁止

ア 受託者は、静岡市暴力団排除条例に基づく入札参加除外を受けた者又は同条例に基づく契約の解除要件に該当する者を、再委託先並びに受託者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。

イ これらの事実が確認された場合、静岡市は受託者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

(2) 再委託契約等の締結について

受託者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には静岡市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

(3) 誓約書の提出について

ア 受託者は、静岡市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。

イ 受託者は、再委託先等がある場合には、これらの者から静岡市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、静岡市へ提出しなければならない。

ウ 受託者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

(4) 不当介入に対する措置

ア 受託者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行

為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに静岡市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

イ 受託者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに静岡市に報告するとともに、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

ウ 静岡市は、受託者が静岡市に対し、ア及びイに定める報告をしなかったときは、静岡市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。

エ 静岡市は、受託者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受託者がアに定める報告及び届け出又はイに定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。